

別表

(単位：円)

世話人の配置	定員	区分1又は区分非該当	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
1 入居者6人につき1人以上配置し、かつ、人員配置体制加算において入居者12人につき1人以上の加配がある場合	4人以下	108,000	122,000	127,000	151,000	188,000	227,000
	5人	93,000	107,000	126,000	146,000	177,000	216,000
	6人	83,000	97,000	119,000	139,000	170,000	210,000
2 入居者6人につき1人以上配置し、かつ、人員配置体制加算において入居者30人につき1人以上の加配がある場合(前項に該当する場合を除く。)	4人以下	94,000	107,000	112,000	136,000	172,000	213,000
	5人	79,000	92,000	111,000	131,000	161,000	201,000
	6人	69,000	82,000	104,000	124,000	154,000	196,000
3 入居者6人につき1人以上配置する場合(前2項に該当する場合を除く。)	4人以下	85,000	97,000	102,000	126,000	162,000	203,000
	5人	70,000	82,000	101,000	121,000	151,000	191,000
	6人	60,000	72,000	94,000	114,000	144,000	186,000

備考

- 1 入居者が月の途中で入居し、又は退去した場合の入居者1人当たりの補助基準額は、日割により計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とします。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づく共同生活援助サービス費（体験利用を除く。）、外部サービス利用型共同生活援助サービス費（体験利用を除く。）、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算及び人員配置体制加算の適用があるときの補助基準額は、これらの金額をこの表に定める金額から控除した額とします。
- 3 月の途中で入居者の障害支援区分に変更があったときの補助基準額は、その月の初日における障害支援区分により算定します。